(3)　 不適正な行政財産使用料の納入

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 北淀高等学校 | １　行政財産使用許可に係る使用料（以下「使用料」という。）は、使用開始の日前に全部を納入させなければならないが、平成26年度の使用料が、使用開始の日前までに納入されていないものがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用目的 | 許可期間 | 許可数量 | 金額(円／年) | 納付日 |
| 食堂・給品部 | 平成25年４月１日～平成28年３月31日 | 98.40平方メートル | 196,350 | 平成26年４月３日 |
| 自動販売機・公衆電話 | 同上 | 自動販売機９台・公衆電話１台 | 167,360 | 同上 |

２　業者が使用する毎月の光熱水費負担分が、納期（請求を受け、調定後20日以内）までに納入されず、学校が督促を行っているにもかかわらず、平成25年４月分から９月分は10月に、10月分は12月に、11月分から２月分は３月末日に一括で業者から納入されていた。 | 【是正を求めるもの】業者に対する督促を行っているところではあるが、行政財産使用料条例第４条の規定に違反する状況となっていることは問題である。今後、使用料等について納入が滞る業者に対し、納期限を厳守するよう指導を徹底されたい。【行政財産使用料条例】（抜粋）第４条　使用料は、使用開始の日前に全部を納入させなければならない。（以下略） | 平成25年度分の使用料等の納入遅れに加え、平成26年度の光熱水費についても、納入遅れや未納があったことから、平成27年３月４日付けで、校長名で「行政財産使用許可に係る使用料等の納付期限の厳守について」の通知文を発し、遅延している光熱水費の早期納入を促したところ、平成26年度歳入は、全て納入済みとなった。また、平成27年度の行政財産使用許可に係る使用料については、使用開始の日前に納入されている。今後とも、納期限内の納付に向け、粘り強く指導を行う。 |